

(仮称)小柴貯油施設跡地公園整備計画 環境影響評価準備書に関する補足資料

18. ゾーニングの修正について
19. 公園内への動植物の持ち込み等に対する措置について

平成29年3月2日

横 浜 市

(仮称) 小柴貯油施設跡地公園整備計画環境影響評価準備書に関する補足資料

18. ゾーニングの修正について

計画地内における生態系の保全に関する観点を反映し、ゾーニングの修正をします。修正の内容は p. 18-2～p. 18-3 に示すとおりです。変更した箇所を網掛けで示しています。

参考 準備書 (p. 2-8) 中のゾーニングについての記述内容

2.3.3 ゾーニングと主な施設

計画地は、図 2.3-2 及び表 2.3-2 及びに示すとおり、地形的特徴から大きく東側低地、南側谷戸、北側谷戸、丘陵上部平坦地の4つのエリアに分かれます。また、それぞれのエリアごとに、地形や植生、既存施設や動線などを踏まえゾーンを設定し、そこで行われるアクティビティについて検討を行いました。

安全対策の実施後に、各エリアの整備に着手することから、整備が完了したエリアから供用を開始します。また、全エリアの整備完了までには時間を要するため、市民ニーズ等が変わる可能性にも柔軟に対応できるような計画としていきます。

さらに、計画地東側に隣接する小柴埼緑道との一体的な整備を図ることにより、東側低地エリアに対するアクセス（車動線及び歩行者動線）を向上させます。

●準備書における記載内容 (p. 2-9)

表2.3-2 エリア別整備内容

エリア	エリアの考え方	ゾーニング	主な施設とアクティビティ
里山空間再生 エリア (南側谷戸)	計画地南側の市民農園 (柴シーサイドファーム)に隣接し、ホタルなどが生息する細長い谷戸地形となっている。 生物の生息環境の再生や市民協働による樹林地の保全などを行いながら、農業体験もできる里地里山空間の再生を目指す。	谷戸空間 再生ゾーン	ホタルの生息環境を保全・再生する。 花木園の散策など、自然との触れ合いができる場を整備する。
自然環境保全 エリア (北側谷戸)	旧来の樹林地など自然環境の保全を基本とする。	自然環境保全 ゾーン	現存する自然環境を保全するため、通常は閉鎖管理とするが、「横浜市森づくりガイドライン」を参考にしながら、ボランティアによる保全管理作業や近隣の子どもたちを集めた自然観察会などを行う場を整備する。

●修正案

表2.3-2 エリア別整備内容

エリア	エリアの考え方	ゾーニング	主な施設とアクティビティ
里山空間再生 エリア (南側谷戸)	計画地南側の市民農園 (柴シーサイドファーム)に隣接し、ホタルなどが生息する細長い谷戸地形となっている。 生物の生息環境の再生や市民協働による樹林地の保全などを行いながら、農業体験もできる里地里山空間の再生を目指す。	谷戸空間 再生ゾーン	里山景観や生物生息環境の場を確保するため、植樹により森を再生する。 ホタルの生息環境を保全・再生する。 花木園の散策など、自然との触れ合いができる場を整備する。
自然環境保全 エリア (北側谷戸)	旧来の樹林地及び草地など自然環境の保全を基本とする。	自然環境保全 ゾーン	現在の貴重な生態系保全の観点から、樹林地及び草地への人の立入りを制限し、閉鎖管理とする。「横浜市森づくりガイドライン」を参考にしながら、ボランティアによる保全管理作業や近隣の子どもたちを集めた自然観察会などを行う場を整備する。

(仮称) 小柴貯油施設跡地公園整備計画環境影響評価準備書に関する補足資料

19. 公園内への動植物の持ち込み等に対する措置について

計画地が公園として公開された際、許可なく動物が放逐・放流あるいは植物が植え付けられる事など、外部からの持ち込みによる生物多様性への影響が懸念されるため、柵の設置や市民ボランティア等と連携した啓発活動などの対応策を実施することとします。

上記内容を供用時の環境保全のための措置に追記し、評価書において加筆修正します。

修正前後の比較は p.19-2～p.19-4 に示すとおりです。変更した箇所を網掛けで示しています。

●準備書における記載内容 (p. 6-1-35)

キ 環境の保全のための措置

環境保全のための措置については、本事業の供用時の影響の低減等のため、表 6.1-20 に示す内容を実施します。

表 6.1-20 環境の保全のための措置

(施設の存在・土地利用の変化に伴う注目すべき動物種等及びその生息環境への影響)

区 分	環境の保全のための措置
【供用時】 施設の存在・ 土地利用の変化	<ul style="list-style-type: none"> ・保全した環境が継続するよう適切に維持管理を行います。 ・ホテルの生息環境に配慮し、公園灯の設置について配慮します。 ・カラス類やタイワンリス、アライグマ等の外来種が残飯等に依存して増加することがないようにごみの処理を適切に行います。

●修正案

キ 環境の保全のための措置

環境保全のための措置については、本事業の供用時の影響の低減等のため、表 6.1-20 に示す内容を実施します。

表 6.1-20 環境の保全のための措置

(施設の存在・土地利用の変化に伴う注目すべき動物種等及びその生息環境への影響)

区 分	環境の保全のための措置
【供用時】 施設の存在・ 土地利用の変化	<ul style="list-style-type: none"> ・保全した環境が継続するよう適切に維持管理を行います。 ・ホテルの生息環境に配慮し、公園灯の設置について配慮します。 ・カラス類やクリハラリス、アライグマ等の外来種が残飯等に依存して増加することがないようにごみの処理を適切に行います。 ・注目すべき種の持ち去り及び、特定外来種等の新たな動物を許可なく放逐・放流することを防ぐため、柵の設置、注意喚起のための表示及び、市民ボランティア等と連携した啓発活動などの対策を管理運営の中で実施します。

●準備書における記載内容 (p. 6-1-60 (第 19 回審査会資料反映後))

キ 環境の保全のための措置

環境の保全のための措置については、植物相や植生の多様性を維持するため、表 6.1-38 に示す内容を実施します。

表 6.1-38 環境の保全のための措置

(施設の存在・土地利用の変化に伴う植物相の変化の内容及びその生育環境への影響)

区 分	環境の保全のための措置
【供用時】 施設の存在・ 土地利用の変化	<ul style="list-style-type: none">・移植した注目種、復元した植栽、既存樹林及び大径木等について適切な管理を実施します。・注目すべき種の持ち去りについては、柵の設置、注意喚起のための表示、市民ボランティア等と連携した啓発活動などの対策を管理運営の中で実施します。

●修正案

キ 環境の保全のための措置

環境の保全のための措置については、植物相や植生の多様性を維持するため、表 6.1-38 に示す内容を実施します。

表 6.1-38 環境の保全のための措置

(施設の存在・土地利用の変化に伴う植物相の変化の内容及びその生育環境への影響)

区 分	環境の保全のための措置
【供用時】 施設の存在・ 土地利用の変化	<ul style="list-style-type: none">・移植した注目種、復元した植栽、既存樹林及び大径木等について適切な管理を実施します。・注目すべき種の持ち去り及び、新たな植物を許可なく植え付けることを防ぐため、柵の設置、注意喚起のための表示及び市民ボランティア等と連携した啓発活動などの対策を管理運営の中で実施します。

●準備書における記載内容 (p. 6-1-74)

キ 環境の保全のための措置

環境の保全のための措置については、本事業の供用時における地域の生物多様性への影響を最小限にとどめるため、表 6.1-42 に示す内容を実施します。

表 6.1-42 環境の保全のための措置（施設の存在・土地利用の変化に伴う生物多様性への影響）

区 分	環境の保全のための措置
【供用時】 施設の存在・ 土地利用の変化	<ul style="list-style-type: none">・ 保全した環境が継続するよう適切に維持管理を行います。・ 公園内に新たに水辺環境を整備することにより、動植物の生息生育環境の再生及び拡大を図ります。・ 公園内に必要に応じごみ箱を設置し、ごみの散乱防止を図ります。

●修正案

キ 環境の保全のための措置

環境の保全のための措置については、本事業の供用時における地域の生物多様性への影響を最小限にとどめるため、表 6.1-42 に示す内容を実施します。

表 6.1-42 環境の保全のための措置（施設の存在・土地利用の変化に伴う生物多様性への影響）

区 分	環境の保全のための措置
【供用時】 施設の存在・ 土地利用の変化	<ul style="list-style-type: none">・ 保全した環境が継続するよう適切に維持管理を行います。・ 公園内に新たに水辺環境を整備することにより、動植物の生息生育環境の再生及び拡大を図ります。・ 公園内に必要に応じごみ箱を設置し、ごみの散乱防止を図ります。・ 注目すべき種の持ち去り及び、特定外来種等の新たな動植物を許可なく持ち込むことを防ぐため、柵の設置、注意喚起のための表示及び、市民ボランティア等と連携した啓発活動などの対策を管理運営の中で実施します。